

出来事（2011年9月）（修正）

1. 食品添加物の新規指定

8月31日に、フルジオキソニルが指定されました。（現在：421品目）

イソキノリンとピロールの2品目（いずれも香料）は、WTO通報を終え指定待ちです。

WTO通報中の品目はありません。

2. 遺伝子組換え食品・食品添加物 2011年9月6日現在 安全性審査の手続きを経た遺伝子組み換え食品及び食品添加物

食品・食品添加物	対象品種・対象品目	品目数・品種数
食品 167品種	じゃがいも	8品種
	大豆	9品種
	てんさい	3品種
	とうもろこし	102品種
	なたね	18品種
	わた	24品種
	アルファルファ	3品種
食品添加物 14品目	アミラーゼ	6品目
	キモシン	2品目
	プルラナーゼ	2品種
	リパーゼ	2品種
	リボフラビン	1品目
	グルコアミラーゼ	1品種

注）パパイヤ：安全性審査は継続中とされています。尚、8月31日に消費者庁から「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項に基づく農林水産大臣の定める基準」にパパイヤを加える改正が告示され、同日に消費者庁長官から通知されています。

3. 生肉の規格基準、表示基準

9月12日、厚生労働省は生食用食肉の規格基準が告示されました。食品安全部長より通知が寄せられました。10月1日施行です。

(1) 生食用食肉の成分規格

(2) 生食用食肉の加工基準

(3) 生食用食肉の保存基準

また、9月22日、消費者庁長官から生食用食肉の表示基準が示されました。

古くは、平成 10 年 9 月 1 日の食品衛生調査会からの答申に基づき、厚生省生活衛生局乳肉衛生課は、「生食用食肉の衛生基準」を策定し、9 月 11 日付けで各都道府県・政令市・特別区あてに通知しております。

4-1. 食品衛生法施行規則第 21 条の表示の基準の消除と内閣府令の告示

8 月 31 日、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく食品衛生法施行規則第 21 条が消除され、内閣府令第 45 号が告示されました。施行日は 9 月 1 日です。

4-2. 乳及び乳製品の成分規格に関する省令の一部改正

8 月 31 日、乳及び乳製品の成分規格に関する省令の一部改正が告示され、常温保存可能品の取り扱いが示され、これまでの取り扱いが整理されました。

5. 食品表示の一元化

2010 年 3 月 30 日に閣議決定された消費者基本計画が本年 7 月に修正され、食品表示の一元化に向けて進むことになりました。第 1 回「食品表示一元化検討会」が 9 月 30 日に開催されました。来年（2012 年）6 月に取りまとめられ、2012 年度中に法案にまとめられる予定です。

6. 食品の放射能問題

1) 規制（暫定規制）

厚生労働省食品安全部の「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」は、変更はありません。

2) 出荷制限（9 月 15 日 現在）

（3 ページに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

3) 検査結果（8 月 22 日 現在）厚労省

（4 ページに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001mmfw-att/2r9852000001mmmq.pdf>

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(9月15日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(3市14町9村 ^{※1})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ	—	—
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(4市7町3村 ^{※3}) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市)	4/13～:(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	7/19～:(伊達市) 7/22～:(新地町)	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	9/15～:(11市21町11村 ^{※4}) (棚倉町、古殿町の菌根菌については、9/6から出荷制限)	9/15～:(いわき市、棚倉町) (棚倉町の菌根菌については、9/6から摂取制限)
	たけのこ	5/9～:(2市1町 ^{※5}) 5/13～:(2市2町1村 ^{※6})	—
	くさそてつ(ごごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
	ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—
ユズ	8/29～:(福島市、南相馬市)	—	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、楡原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(鮎川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉 ^{※7}	7/19～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		茨城県	
その他	茶	6/2～:(全域)	—
		栃木県	
肉	牛肉 ^{※7}	8/2～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
		千葉県	
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市) 7/4～:(勝浦市)	—
		神奈川県	
その他	茶	6/2～:(小田原市、墨川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～:(相模原市) 6/27～:(中井町)	—
		群馬県	
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
		宮城県	
肉	牛肉 ^{※7}	7/28～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		岩手県	
肉	牛肉 ^{※7}	8/1～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、権杖破村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楡葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村

※5 伊達市、相馬市、三春町

※6 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※7 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

総括表

1 福島県

平成23年9月27日

	食肉出荷頭数	検査結果						流通調査結果(判明分) ^{※2}			
		実施件数	本日分 (再掲)	暫定規制値 超過 ^{※1}	本日分 (再掲)	暫定規制値 以下	本日分 (再掲)	集計日時	全量販売	一部販売	販売なし
浅川町	42	26		12		14		7月29日 19時	25	13	—
郡山市、喜多方市及び相馬市	84	40		2		38		8月5日 19時	43	15	2
二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市及び金津坂下市	411	146		—		146		9月15日 19時	115	105	3
白河市、猪苗代町	28	12		5		7		9月13日 19時	—	14	—
須賀川市、古殿町、石川町、いわき市	272	60	5	2		58	5	9月13日 19時	1	53	—
二本松市、須賀川市、田村市、石川町、古殿町、平田村、鮫川村	13	4		—		4		9月13日 19時	2	2	—
合計	850	288	5	21	0	267	5	合計	186	202	5

※1 暫定規制値超過事例は回収措置が執られる
 ※2 卸売市場又はと畜場の次の流通段階での状況

2 福島県以外の県

	食肉出荷頭数	検査結果						流通調査結果(判明分) ^{※2}			
		実施件数	本日分 (再掲)	暫定規制値 超過 ^{※1}	本日分 (再掲)	暫定規制値 以下	本日分 (再掲)	集計日時	全量販売	一部販売	販売なし
山形県	98	41		2		39		8月6日 19時	6	7	—
岩手県	529	173		15		158		9月13日 19時	—	129	3
新潟県	131	83		—		83		8月1日 19時	3	20	—
静岡県	148	75		—		75		8月19日 19時	—	70	11
三重県	68	27		—		27		8月18日 19時	41	25	2
秋田県	35	22		2		20		8月24日 19時	—	10	2
栃木県	206	62		10		52		9月13日 19時	—	65	3
岐阜県	170	102		—		102		9月7日 19時	—	19	—
宮城県	2109	516		47		469		9月15日 19時	—	289	2
北海道	15	7		—		7		8月1日 19時	—	4	1
茨城県	78	43		—		43		8月30日 19時	5	13	2
群馬県	13	12		—		12		7月28日 19時	—	1	—
埼玉県	2	2		—		2		7月30日 19時	—	—	2
島根県	174	79		—		79		8月23日 19時	—	1	—
合計	3776	1244	0	76	0	1168	0	合計	56	653	28

※1 暫定規制値超過事例は回収措置が執られる
 ※2 卸売市場又はと畜場の次の流通段階での状況

● これまでに暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア：野菜類

たけのこ、ほうれんそう、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、ブロッコリー、ウメ、アブラナ、小松菜、茎立菜、キャベツ、信夫冬菜、アラメ、紅葉苔、みずな、サニーレタス、くさそてつ、かぶ、花わさび、ビタミンナ、山東菜、セリ、パセリ、春菊、かきな、ちじれ菜、ちんげんさい、セルリー、サンチュ、ビワ、イチジク、ユズ（出荷制限 2011.08.29.）、きのこ類（野生のもの、出荷制限：9月15日）

イ：乳製品 原乳

ウ：肉等 牛肉

エ：水産物

アユ、ヤマメ、アイナメ、イカナゴ稚魚、シラス、ホッキガイ、キタムラサキウニ、ウグイ、シロメバル、ワカサギ、エゾイソアイナメ、ムラサキイガイ、ウニ、、イワナ、イシガレイ、ムクズガニ、コモンカスベ、ババカレイ、ヒラメ、ウスメバル、ホンモロコ、ワカメ、ヒジキ

オ：その他

生茶葉、荒茶、製茶、小麦、なたね

4) 海外における日本製品の規制

諸外国の輸入に当たっての規制措置は、農林水産省のホームページに紹介されています。最新情報は、9月30日です。（但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_0930.pdf

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。（8月3日 現在）

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/pdf/madoguchi_110803.pdf

7. 英国 FSA から食用色素を除去するガイド（パンフレット）

FSA は、「小さな子どもの多動性と関連があるかもしれない」と6種のアゾ系色素の食品への使用を代替した食品メーカーとブランドを公表する等、極力低減させる措置をとってきました。9月15日、これらの色素を除去するための企業向けのガイドラインを発表しました。ここでは、代替色素と使用方法、天然色素の供給者などを紹介しています。

Guidance launched on removing food colours

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/sep/colourguidance>

8. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2011年9月）特筆すべき事例のみ紹介します。
- ・東洋冷蔵株式会社、兵冷商事株式会社、株式会社シジシージャパン、シンポインターナショナル株式会社、株式会社マルハニチロ水産、住商フーズ株式会社、阪和興業株式会社、株式会社大豊商事、株式会社大市珍味、伊藤忠商事株式会社等がベトナムから輸入した「冷凍養殖えび」、「冷凍 切り身・むき身 えび類」、「冷凍むき身えび：加工用」、「冷凍養殖むき身えび」、「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」、「加熱後摂取冷凍食品：ふっくら煮海老」等の命令検査で、合成抗菌剤エンロフロキサシン：0.01～0.04ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。6月からエンロフロキサシンによる違反が増加しました。一方、昨年秋に多数の違反があったトリフルラリンの件数は減少しました。尚、2007年に改正されたエンロフロキサシンの魚介類に適用される残留基準は、「含有してはならない」です。
 - ・株式会社ワントレーディングが中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：ミニ豚カツ」の命令検査で、クレンブテロール 0.00027 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・日本如意食品株式会社が韓国から輸入した「漬物」の行政検査で、ソルビン酸カリウム検出による食品添加物の対象外使用とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・株式会社ジャンモインターナショナルが中国から輸入した「干し大根コチュジャン和え」の自主検査で、ソルビン酸カリウム検出による食品添加物の対象外使用とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

（作成：2011年9月30日）